

郡山勤労感謝の集い負担金交付要綱

平成23年 1 月 13 日 制定

平成31年 4 月 1 日 一部改正

[政策開発部雇用政策課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内事業所で働く従業員の勤労及び生産の意欲の向上並びに市内商工業の振興発展を図ることを目的とする郡山勤労感謝の集いの円滑な運営を図るため、郡山勤労感謝の集い実行委員会に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第 2 条 負担金の交付対象は郡山勤労感謝の集い開催に係る経費のうち、記念品費、会場費、出演料、食糧費及び事務費とし、負担金の額は対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第 4 条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第 5 条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第 7 条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業に係る領収書等（原本又は写し）とする。

(額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により負担金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行し、平成23年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の年度分の負担金について適用する。